

秋田市保育所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 28 日

秋 田 市 長    沼   谷            純

秋田市条例第47号

秋田市保育所設置条例の一部を改正する条例

秋田市保育所設置条例（昭和27年秋田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表秋田市岩見三内保育所の項を削る。

附   則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。